

職企発 1219 第 1 号
職移発 1219 第 1 号
令和 6 年 12 月 19 日

日本経済団体連合会 御中

厚生労働省職業安定局
雇用開発企画課長
労働移動支援室長
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震等に係る新たな雇用対策に関する周知要請について

日頃、職業安定行政に格別の御理解と御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 1 月より実施している令和 6 年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置は、最短で令和 6 年 12 月末をもって終了します。今後、能登半島地域における雇用維持の支援は、在籍型出向への取組に対する支援を中心に行っていくとともに、地震から 1 年も経たずに豪雨災害が重なったことや、半島という地理的制約などにより、企業の雇用維持と地域の人材確保の両立が極めて困難な事情・特殊性に鑑みて、令和 7 年の 1 年間に限り、雇用調整助成金の新たな特例措置を実施することとなりました。

つきましては、事業主の皆様への周知のため、別添 1、別添 2 のとおりリーフレットを作成し、厚生労働省のホームページに掲載するなどの対応を行っているところでありますが、貴団体におかれましても、傘下団体・会員等の皆様への周知の御協力をお願い申し上げます。